

盛岡地方振興局長告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成21年7月10日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

短期入所生活介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372101345	ショートステイおうしゅく	岩手郡雫石町鶯宿第9地割67番地1	医療法人孝仁会	平成21年5月31日